

平成 20 年第 4 回かほく市議会定例会議事日程（第 3 号）

平成 20 年 12 月 12 日（金）午前 10 時 00 分開議

開会宣告

日程第 1 認定第 1 号～認定第 10 号
 （委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 2 議案第 77 号～議案第 99 号
 陳情第 8 号及び陳情第 12 号
 （委員長報告、質疑、討論、採決）

閉議閉会

第 3 日 目 会 議 録

平成 2 0 年 第 4 回 か ほ く 市 議 会 会 議 録 (第 3 号)			
招 集 年 月 日	平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日 (金)		
招 集 の 場 所	か ほ く 市 役 所 議 場		
開 会 (開 議)	平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日 (金) 午 前 1 0 時 0 0 分 宣 告		
応 招 議 員	出 席 議 員 に 同 じ		
不 応 招 議 員	欠 席 議 員 に 同 じ		
出 席 議 員	議 長 1 3 番 西 田 正 剛 1 番 遠 田 順 3 番 宇 野 順 一 5 番 山 口 博 之 丞 7 番 富 澤 明 次 1 0 番 沖 津 千 万 人 1 2 番 竹 内 幹 雄 1 6 番 山 田 孝 一 1 8 番 別 宗 明 敏	副 議 長 8 番 杉 本 正 一 2 番 安 達 肇 4 番 多 々 見 武 6 番 金 田 正 信 9 番 荒 井 三 喜 雄 1 1 番 中 村 修 一 1 4 番 杉 本 成 一 1 7 番 猪 村 博 靖	
欠 席 議 員	1 5 番 寺 内 照 雄		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	市 長 油 野 和 一 郎 教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博 市 民 部 長 松 本 吉 雄 教 育 部 長 酒 井 弘 幸 総 務 課 長 虎 谷 寛 企 画 情 報 課 長 森 田 善 明 税 務 課 長 浅 野 順 平 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久 市 民 課 長 川 端 憲 治 健 康 福 祉 課 長 浅 野 道 人 介 護 予 防 課 長 能 任 哲 正 農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次 上 下 水 道 課 長 油 野 茂 樹	副 市 長 架 谷 外 茂 治 総 務 部 長 板 坂 卓 之 産 業 建 設 部 長 川 島 起 世 志 消 防 長 高 橋 勲 財 政 課 長 山 越 充 管 理 課 長 綾 瀬 登 志 勝 納 税 課 長 根 布 清 孝 監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学 子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩 保 険 医 療 課 長 高 平 嘉 和 都 市 建 設 課 長 大 西 潤 商 工 観 光 課 長 澤 野 安 隆 学 校 教 育 課 長 梶 義 裕	

<p>地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名</p>	<p>生涯学習課長 沖野 利之 消防課長 谷口 孝三 消防署長 牧 武雄</p>	<p>体育振興課長 松田 一雄 予防課長 釜井 泰廣 財政課長補佐 中田 肇</p>
<p>本会議に職務 のため出席し た者の職氏名</p>	<p>議会事務局長 沖野 悌二 議会事務局書記 竹谷 孝</p>	<p>議会事務局次長 丸井 厚司</p>
<p>本会議に係員 として出席し た者の職氏名</p>	<p>傍聴者受付係 澤野 智志</p>	<p>傍聴者受付係 山本 仁美</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	
	<p>以下余白</p>	

議事の経過 第3日目

開会・開議

午前10時00分 開会

○議長【西田正剛君】ただいまのところ、出席議員数は、17人であります。定足数に達していますので、これより、本日の会議を開きます。

また、説明員として本日の会議に委嘱された者の職・氏名は別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配布してありますのでご承知願います。

議事日程の報告

○議長【西田正剛君】本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議時間の延長

○議長【西田正剛君】あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

日程第1

認定第1号～認定第10号

○議長【西田正剛君】日程第1、認定第1号 平成19年度かほく市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号 平成19年度かほく市水道事業会計決算の認定についてまで10件を一括議題とします。

ただいま、議題となりました各認定案件については、平成20年第3回議会定例会において、決算特別委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたが、審査が終了し、報告書が提出されております。決算特別委員長に、審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算特別委員長 別宗明敏君。

○決算特別委員長【別宗明敏君】それでは、平成20年第3回議会定例会で設置された決算特別委員会に付託されました、認定第1号 平成19年度かほく市一般会計歳入歳出決算の認定

についてから、認定第10号 平成19年度かほく市水道事業会計決算の認定についてまでの10議案についての、審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

各決算の審査については、計上された予算が適正かつ効率的に執行され、行政効果が発揮されたか、市民のニーズに的確に応えられたか、今後の行財政改革において改善工夫すべき点がないか、費用対効果は妥当かを主眼に置き、説明員の出席を求め、決算書及び主要な施策の成果を基に審査を行いました。

また、昨年に引き続き、議会活性化推進項目の一つである「補助団体に対する監視機能の強化」ということで、補助金の交付団体及び事業について抽出し、併せて審査も行いました。

まず、10月21日には、板坂総務部長より決算の概要説明を受けた後、事業実績に基づき、外国語指導助手配置事業、内日角地区公共事業全般、リサイクル推進事業など12箇所について視察を実施し、現地にて詳細な説明を求め、その成果を確認しました。

その後、10月22日から27日にかけて日程に基づき本審査に入り、各所管課から詳細な説明を求め個別審査を実施しました。

まず、認定第1号 平成19年度かほく市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入のうち市税の収入状況について根布納税課長から説明があり、また2款の地方譲与税から10款の地方交付税までのいわゆる一般財源に関する部分について及び21款の市債の状況について山越財政課長から総括的な説明がありました。

歳出のうち総務課所管では、職員研修のあり方について質疑があり、単発の研修で職員のスキルアップが図れるかは疑問であり、毎年継続的に実施していく、また専門的な研修について

は各課毎に必要な研修に参加したり、自治体間と連携を密にしながらそれぞれの専門分野の技術を高めているとの答弁がありました。

次に企画情報課所管では、ケーブルテレビ加入状況について質疑があり、今年度予算では4,000件を目指すということになっているが、現時点では2,100件ということで、加入を増やすための方策として、各地区からケーブルテレビの地域レポーターを出していただいていることと、未加入者に対するPRを含めたアンケートを全戸配布でとる予定にしておき、機会を捉えた加入相談会を実施して加入促進に努めるとの答弁がありました。

次に管理課所管では、各庁舎のごみ等収集運搬委託料の金額についての質疑があり、平成20年度から3庁舎一括して管理課で委託契約をしており、その中には各エリアの公共施設の分も含まれているとの答弁がありました。

次に税務課所管では、航空写真撮影委託料について質疑があり、航空写真は土地台帳の現地確認のために3年に1回撮影して課税に使っており、画像をパソコンに取り込むことで、都市建設課、農林水産課等の調査にも利用でき、有効活用を図っているとの答弁がありました。

次に監査委員事務局所管では、監査委員の報酬額についての質疑があり、近隣市町との比較ではあまり差異がなく、今後の動向については報酬審議会で決定されるとの答弁がありました。

次に議会事務局所管では、二元代表制の下、議会でも政策立案能力及び議員提案条例の提出などが必要になってくるので、議会事務局としても法制等議員をサポートする体制を強化してほしいとの意見がありました。

次に消防本部所管では、自衛消防団の実態について、AEDの設置数及び使用事例について、

防火水槽の設置状況についてなどの質疑があり、AEDの設置数については消防署への届出義務が無いのですべて把握はできないが、市内34箇所に設置されているのは確認している。また使用して実際に効果があったという報告は今のところ受けていないとの答弁がありました。これに対し委員からはAEDの講習を一度受けても時間が経つと忘れてしまうので、消防署としてもアフターの指導を行うべきとの意見がありました。

次に産業建設部についてですが、都市建設課所管では内日角地内のポンプ電気設備改修工事の概要について、合併支援道路としての東西幹線の進捗状況について、地区要望による側溝改修工事の事業採択方法について、老朽化に伴う市営住宅の今後のあり方についてなどの質疑があり、市営住宅の今後のあり方については、増加している民間アパートを有効に活用していただき、全体的な公営住宅の管理戸数は今後減らしていく方針である。老朽化した一戸建ての市営住宅は、順次取り壊しを計画したいが、PFI方式及び民間アパートを1戸単位で公営住宅に借り上げするといった方式も含めて検討をし、現在住んでいる住民の住み替えがスムーズにいくよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に農林水産課所管では、有害鳥獣駆除の回数について、松くい虫の駆除方法について、中山間地域総合整備事業の採択基準について、地域特産物ブランド化の内容についてなどの質疑があり、地域特産物ブランド化推進に対する補助金については、ブランド6品目について商標登録や、新品種の開発、加工品開発などに係る経費の助成であるとの答弁がありました。これに対し委員からは補助金の配分として、ルビローマンなど、これからブランド品として力点

を置く品目については、期限を切った中で補助金を増額する必要があるとの意見が出されました。

次に商工観光課所管ですが、福祉巡回バスの利用状況について、金融広報活動事業の内容について、企業誘致の今後の取り組みについての質疑があり、企業誘致については、現在土地を求めて造成するのは財政的に困難な状況であり、商工観光課と企画情報課が連携して、民間の空き地情報のリストをつくり、進出企業の意向にあてはまるものがあれば対応していくといった進め方をしているとの答弁がありました。

次に上下水道課所管では、下水道事業の起債残高に係る元金償還について、上水道料金の滞納について、宇ノ気6号井の配電盤の再利用についてなどの質疑があり、上水道料金の滞納については9月中に分納誓約も含めて滞納整理を行っており、水道料については、場合によっては水道法に基づき給水停止の処分を施しながら徴収に努力しているとの答弁がありました。

次に市民部についてですが、健康福祉課所管では、福祉タクシー券の交付について、中学生に対するインフルエンザ予防接種の助成について、社会福祉協議会の運営補助金及び指定管理者としての七塚健康福祉センター維持管理事業などについての質疑があり、社会福祉協議会については、指定管理者としての七塚健康福祉センター維持管理事業の他に、各種福祉団体のサポートや福祉推進事業、ボランティア事業などを実施するための人件費と活動費に対する助成ということで補助金を出しているとの答弁がありました。

次に子育て支援課所管では、学童保育クラブと児童館の運営状況について、統合し廃園とな

った保育園の跡地利用についての質疑があり、保育園の跡地利用については、施設設備統合計画の中では基本的に老朽化が進んだ施設は取り壊し、更地にして有効活用を図っている。また改修して利用する場合でも地域住民と十分意見交換を行ってその活用を図っていく方針で、今後とも一步一步進めたいとの答弁がありました。

次に市民課所管では、人権啓発グッズ及び人権擁護活動の内容について、法律相談の件数についてなどの質疑があり、法律相談については、月1回で一人30分となっており、年間40件から45件の間で推移している。相談内容も多岐に渡っており、内容を聞き取り、法テラスの紹介も含めて相談体制を整えているとの答弁があった。これに対し委員からは、無料相談をもっと市民にアピールし、気楽に相談を受けることができる体制をとるべきとの意見がありました。

次に保険医療課及び介護予防課所管では、後期高齢者医療制度の問題点について、レセプト点検について、高齢者福祉の訪問理美容サービスなどについて質疑があり、後期高齢者医療制度については、国の方でもいろいろ問題点があるということで、6月に特別対策として低所得者の軽減を図っている。ただ、徴収方法が普通徴収に戻ったことで、天引きされていると思っただけの滞納が出てきているのが現状であり、それに対する督促状を出すといった事態が発生しているのが現状であるとの答弁があった。

次に環境安全課所管では、不法投棄の連絡員制度事業について、市内河川の水質管理について、災害対策事業のうち備蓄備品の状況について、防災行政無線の設置進捗状況についてなどの質疑があり、防災行政無線については既に発

注済であり、3月までの工期で電柱・スピーカー・放送設備を設置することとなっている旨、答弁がありました。

次に、教育部についてですが、学校教育課では学校給食費の滞納状況について、要・準要保護児童援助の基準について、育英奨学金の支給基準について、スクールバスの運行範囲について、いじめ及び不登校児童・生徒の実態について、心の相談員配置事業の実績についてなどの質疑があり、育英奨学金の支給基準については、品行方正で成績優秀な学生・生徒であるにもかかわらず、経済的事由により就学が困難な者に対して学資金を支給するものであり、選考委員会で審議しているとの答弁がありました。

次に、生涯学習課所管では地域の公民館の今後のあり方について、子どもの居場所づくり事業についてなどの質疑があり、公民館の今後のあり方については、社会教育事業を展開する役割としては3つの中学校区単位で行い、それぞれ高松女性センター、七塚生涯学習センター、宇ノ気勤労青少年ホームに配置している職員が行うこととし、地区に設置されている、いわゆる自治公民館では各自治会が中心となって地域活動を行ってもらおうといった基本方針であるとの答弁がありました。

また、子どもの居場所づくり事業については、市内各小学校で週1回実施している放課後子どもクラブは、子どもが自ら考えて遊びや生活の場を確保するきっかけづくりと位置づけしており、これをもとに地域での活動につながることを願っている。その際、地域の子どもは地域で守っていただくような協力体制を、今後進めていかなければならないとの答弁がありました。

次に体育振興課所管では、総合型地域スポーツクラブ育成補助金について、体育協会活動補

助金の配分について、体育施設の整備についてなどの質疑があり、体育施設の整備については、利用状況、施設の数、老朽度合、競技用の拠点施設と広く市民対象のスポーツ施設との位置付けなどを勘案しながら、整備計画を現在作成しているとの答弁がありました。

その他、「補助団体に対する監視機能の強化」ということで、補助金の交付団体及び事業を抽出し審査を行いました。

各所管から実績報告に基づき説明があり、委員からは自治振興補助金のうち河川愛護、公園愛護において、地域によって交付内容に違いがあるので検討してほしい。長期に渡り補助金が交付され続けている団体があり、内容を精査し期限を設けるなどの措置を講ずるべきなどの指摘がありました。

審議の結果、認定第1号 平成19年度かほく市一般会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成で認定することに決しました。

認定第2号 平成19年度かほく市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成19年度かほく市水道事業会計決算の認定についてまでの9議案は、審議の結果、全員賛成で認定することに決しました。

最後に、大変厳しい財政状況の中で決算を審査させていただきましたが、各部局ともに限られた予算の中で創意工夫ある事業成果が多くみられました。

「選択と集中」ということで予算を編成し執行されたわけではありますが、平成19年度においてはケーブルテレビ、イオン関連事業、コミュニティバスから福祉巡回バスへの転換など、主要な事業のスタートとなった年でもあると思います。

イオン関連事業につきましては、市長を初めとする関係職員のご努力のおかげで今秋オー

ブンとなりましたし、ケーブルテレビ事業につきましても、本年4月に開局の運びとなり情報格差の是正と、市民への情報発信という大きな効果が期待されております。引き続き加入者の増加に努めていただきたいと思います。

消防の方では2市2町による高度な通信指令業務に移行したことにより、以前より40秒も出動が早くなったということであります。人命を預かる消防にとってたいへん大きな成果であると思いますので、今後とも頑張っていただきたいと思います。

また、保育園統合事業におきましては、大海保育園に続き、いずれも仮称ですが高松北部保育園及び宇ノ気北部保育園建設に向けて事業を進められており、引き続き地元との協議を重ねて、取り組んでいただきたいと思います。

その他、各課・各分野において創意工夫を凝らし行政運営を行っていることに対しまして、高く評価したいと思います。

以上で、決算特別委員会で指摘した事項、事業評価、費用対効果も十分検討の上、平成21年度予算に反映させるよう申し添えて、決算特別委員会の報告といたします。終わります。

質疑

○議長【西田正剛君】これで、委員長の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【西田正剛君】質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論

○議長【西田正剛君】これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【西田正剛君】討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決

○議長【西田正剛君】これから、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よって、これから採決をいたします。

認定第1号から認定第10号まで10件についての決算特別委員長の報告は、すべて認定であります。

まず、認定第1号 平成19年度かほく市一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号から認定第4号までの3件を一括して採決します。

認定第2号 平成19年度かほく市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成19年度かほく市営バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第4号 平成19年度かほく市墓地特別会計歳入歳出決算の認定についての以上3件を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、認定第2号から認定第4号までの3件は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号から認定第7号までの3件を一括して採決します。

認定第5号 平成19年度かほく市国民健康

保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成19年度かほく市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第7号 平成19年度かほく市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての以上3件を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、認定第5号から認定第7号までの3件は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号及び認定第9号を一括して採決します。

認定第8号 平成19年度かほく市大海財産区特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第9号 平成19年度かほく市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、認定第8号及び認定第9号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号を採決します。

認定第10号 平成19年度かほく市水道事業会計決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、認定第10号は原案のとおり認定されました。

日程第2

議案第77号～議案第99号

陳情第8号及び陳情第12号

○議長【西田正剛君】日程第2、議案第77号

平成20年度かほく市一般会計補正予算第4号に係る専決処分の承認を求めることについてから、議案第99号 かほく市営バス運行施設設備の区域外設置についての廃止についてまで23件並びに継続審査となっております陳情第8号及び陳情第12号の2件を一括議題とします。

ただいま、議題となりました各議案、各陳情についての審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

常任委員長報告

○議長【西田正剛君】総務常任委員長 山口博之丞君。

○総務常任委員長【山口博之丞君】はい、議長。

平成20年第4回かほく市議会定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました議案及び陳情について、審査の経過並びに結果をご報告いたします。

12月8日、午前9時から、委員全員の出席にて委員会を開催し、所管部課長はじめ関係職員より詳細な説明を求め、審議を行いました。

まず、議案第77号、平成20年度かほく市一般会計補正予算第4号中、「第1表 歳入歳出予算補正のうち所管に係る歳入全部」、「第2表 地方債補正」に係る専決処分の承認を求めることについてであります。この専決処分は、国の補正予算により大海小学校屋内運動場の耐震補強及び老朽改修工事を実施するものであり、より有利な国庫補助を受けるため、年度内に工事発注が必要なことから専決をしたとのことでありました。補正の内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正の歳入で、国庫支出金、市債を除く必要な一般財源として、繰越金を計上するとの説明でありました。

第2表、地方債補正につきましては、合併特例債を充当する予定であり、起債の方法、利率、

償還方法については、当初予算と同様の条件であるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を承認することに決しました。

次に議案第 78 号、平成 20 年度かほく市一般会計補正予算第 5 号中、「第 1 表 歳入歳出予算補正のうち所管に係る歳入全部、歳出 1 款、2 款 1 項（1 2 目除く）・2 項・4 項・5 項・6 項、9 款 1 項（4 目除く）」、「第 2 表 債務負担行為補正」、「第 3 表 地方債補正」についてであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、歳入で、本年 4 月の揮発油税等の暫定税率失効に伴う、市の減収分に対する補填措置として、国から交付される特例交付金や地方自治体を財政支援するために新たに創設された地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の計上のほか、地方交付税の増額、河北郡市会に派遣している職員の人件費に係る郡市会からの負担金収入、事業の確定による消防防災施設整備費補助金及び消防車両整備事業債の減額、今回の補正に必要な一般財源として繰越金を計上するとの説明でありました。

歳出につきましては、全体の費目を通じて、人事異動及び業務実績に伴い職員人件費を補正するほか、来年 4 月に予定されております「かほく市議会議員選挙」の管理執行に必要な所要額の計上、消防費で新規採用職員の防火衣などの被服費や消耗品費、また、消防ポンプ車ならびに救助工作車の購入費確定に伴う減額が主なものであるとの説明でありました。

第 2 表、債務負担行為補正については、商工業振興条例の適用による商工業振興対策助成金で、認定企業 2 社に対して、第 1 表歳入歳出予算に計上された平成 20 年度分を含め、平成 22 年度までの 3 ヶ年で分割して交付するため

追加するものであるとの説明でありました。

第 3 表、地方債補正については、宇ノ気北部統合保育園建設事業の増額、中山間地域総合整備事業の増額、雪寒対策事業の増額、消防車両整備事業の減額、高松中学校整備事業の減額及び除雪対策事業の減額などの限度額を変更するものであるとの説明でありました。

主な審議内容について申し上げますと、庁舎整備の基本計画策定における進捗状況についての質疑があり、現時点での方向性を今定例会最終日の全員協議会で中間報告するとの説明がありました。

また、国から交付される「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」の概要についての質疑があり、交付額の決定は、財政力指数・高齢者比率等の基準により配分されており、地方交付税の不交付団体には、配分されていないとのことでありました。

なお、この交付金は、子育て支援策を図るため、すみよし保育園の乳児保育実施のための内部改修工事費や道路維持管理事業に充てるとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 85 号、かほく市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の特例に関する条例の制定についてであります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴い、石川県が策定した「地域における産業集積の形成及び活性化の促進に関する基本計画」が経済産業大臣から同意を得たことから、産業集積の形成及び活性化を税制面から支援するため、市内においてこの計画に従って、指定された機械・繊維・食品・IT 関連産業の 4 業種の事業者が取得した土

地・家屋等に対し固定資産税の特例を設け、企業立地の促進を図るものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 86 号、かほく市ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例についてであります。ケーブルテレビの使用料について、現在の月額使用料に加え年額使用料を定め、年払い制度を導入することにより加入者の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 88 号、かほく市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、関係法律の規定の整備が行われたことに伴い、年次有給休暇の規定において、所要の改正を行うものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 91 号、議案第 92 号、議案第 93 号、議案第 94 号の、字及び小字の区域並びに小字の名称の変更にかかる 4 議案についてであります。石川県が事業主体として実施している中山間地域総合整備事業及び県営ほ場整備事業の施行に伴い、従来の区画に変更が生じ、新たに字及び小字の区域並びに小字の名称を変更する必要が生じた為であるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に継続審査となっております陳情第 8 号、

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出についての陳情についてであります。

先の 9 月定例会に提出されてから 3 カ月経過した現在の社会情勢は、国内外を問わず、より一層厳しくなっており、政府においては、景気対策・雇用問題等を含む第 2 次補正予算の策定等に鋭意取り組んでいるところであり、このような状況下において、かほく市議会の意見書として、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める内容のみの意見書を提出することは時期的にそぐわないとの理由により、審議の結果、賛成者なしで、原案を不採択とすることに決しました。

以上、本委員会に付託されました議案並びに陳情について、審査の経過、並びに結果のご報告と致します。

○議長【西田正剛君】次に、市民文教常任委員長 富澤明次君。

○市民文教常任委員長【富澤明次君】はい、議長。

平成 20 年第 4 回かほく市議会定例会において、市民文教常任委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果をご報告します。

12 月 9 日午前 9 時から、委員全員出席の下、委員会を開催し、教育長ほか、所管部課長はじめ関係職員より詳細な説明を求め審議を行いました。

まず、議案第 77 号 平成 20 年度かほく市一般会計補正予算第 4 号に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

内容は、平成 21 年度に実施を計画しておりました、かほく市立大海小学校屋内運動場耐震補強工事を国の補正予算を受け、本年度に前倒しをして実施した方が財政的に有利であり、また、契約を本年度中に締結しなければならない

こともあり、平成 20 年 1 月 6 日付けで専決処分をしたもので、歳入では、国庫支出金として公立学校施設整備費補助金、市債で、大海小学校屋内運動場整備事業債を計上し、歳出では、教育費で大海小学校整備事業に係る設計監理委託料及び耐震補強並びに老朽改修に係る工事請負費をそれぞれ計上したものであるとの説明がありました。

主な審議内容は、耐震補強以外の老朽改修の内容についての質疑があり、トイレ及び更衣室の改修、スロープの設置、外壁等の改修を計画しているとの答弁がありました。

また、国の補正予算に伴って、このような大きな事業を、市が有利な条件のもとで実施できることは大変良いことではあるが、委員長への事前報告を含め、事業の内容によっては、専決処分に対応するのではなく、臨時議会で対応すべきであるとの意見があり、今後は厳しくしっかりと対応及び報告をしていきたいとの答弁がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を承認することに決しました。

次に、議案第 78 号 平成 20 年度かほく市一般会計補正予算第 5 号についてであります。

主な内容として、歳入では、国庫支出金で、更生医療給付事業負担金を増額、平成 19 年度で国の制度が廃止となった常用雇用奨励金補助金を減額、県支出金では、更生医療給付事業負担金並びに申請件数の増による身体障害者介助用自動車改造費補助金を、また、寄附金では、社会教育費寄附金で 1 件、市債では、宇ノ気北部統合保育園建設事業債の増額と、事業費確定により高松中学校整備事業債の減額をそれぞれ計上したものであるとの説明がありました。

歳出では、全款を通して人事異動等に伴う人

件費の増減額を計上、総務費で、防犯対策推進事業として、補充した防犯委員 2 名分の報酬を計上したものであるとの説明がありました。

民生費では、燃料費高騰による七塚健康福祉センター管理委託料や宇ノ気・高松老人センターの施設燃料費の不足分、心身障害者医療給付費の不足見込み分、心臓手術者 2 名への更生医療給付費、介護サービス利用者負担軽減事業の利用件数増に伴う利用助成補助金、平成 21 年度からの介護保険法改正に伴うシステム改修に係る特別会計への繰出金、0 歳児保育実施に向けた、すみよし保育園乳児室改修工事費、宇ノ気北部統合保育園建設に伴う敷地盛土に係る工事請負費を計上したものであるとの説明がありました。

衛生費では、ゴミステーションに係るゴミネット購入分の他、外日角・六軒町・宇気地区への集積保管箱整備補助金を計上したものであるとの説明がありました。

教育費では、スクールバスの修繕費、要・準要保護児童及び生徒への就学援助対象者数の増等に伴う扶助費、事業費確定により減額となる高松中学校整備工事請負費、七塚生涯学習センターの空調機の修繕費及び、非常用自家発電設備取替による工事請負費、第 2 学校給食センター貯湯槽の修繕費を計上したものであるとの説明がありました。

主な審議内容は、すみよし保育園改修に関連して、かほく市内の保育園で 0 歳児保育を実施している保育園の数はとの質疑があり、16 保育園中 7 保育園で実施しているとの答弁がありました。

また、0 歳児入園は、地域において入園できる保育園を限定しているのかとの質疑があり、保護者の仕事の関係等も考慮しているため、特に限定はしていない。今回のすみよし保育園の

改修は、外日角小学校区での0歳児保育を実施していないことや、七塚地域の保育園統合計画も考慮し、すみよし保育園に0歳児保育室設置の改修を実施したいとの答弁がありました。

次に、宇ノ気北部統合保育園建設に係る盛土工事について質疑があり、盛土の高さは3m、全体盛土量12,360m³を計画しており、この内、下層部約3,000m³は高松北部保育園建設工事の残土浜砂を使用し、残りの上層部は、運搬等のコスト面を考慮し、瓦礫混じり砂の購入で計画している。また、土質調査においては、付近一帯の土の硬さや締り具合が粘土性であり、盛土対策として30cm毎に土を薄まきを重ねていく工法で、時間をかけて盛土を行い、盛り土による重さで沈下が終われば盛土を1m50cm程度カットして、敷地造成工事に入るとのことでした。また、21年度に工事の設計を予定しているが、杭打ち基礎が必要と考えているとの答弁がありました。

次に、ゴミステーションについて、50%に満たない地区があるが対策はとの質疑があり、常日頃より、区長及び町会長には、積極的にご協力をしていただいておりますが、集積場所の選定等に苦勞しているのが現状であり、もうしばらくの時間をいただきたいとの答弁がありました。

次に、ゴミステーション100%の地区が増えていく中で、回収業者への委託料、ごみ減量化についての質疑があり、委託料については、年間の回収数とステーション移行割合を調整した形で委託料の算出をしており、ゴミ減量化については、みなさんの分別意識の向上により減少しているとの答弁がありました。

次に、七塚生涯学習センターの自家発電設備取替工事について、自家発電設備は何のためなのか、また、稼動していないのであれば、消防

法上問題はないのかとの質疑があり、停電状態に陥った際の屋内消火栓を作動させるための発電設備で経年劣化によって危険な状態にあり、消防法の適用上、早急に取り替え、万一に備える必要があるとの答弁がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第80号 平成20年度かほく市国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。

内容は、医療制度改革により退職者医療の対象範囲が制度改正され、退職者分の高額医療費が当初見込みより増加しており、今回増額補正するものであり、歳入では、療養給付費等交付金現年度分を計上、歳出では、退職被保険者高額療養費を計上するものとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第81号 平成20年度かほく市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。

内容は、国が進める後期高齢者医療制度の定着を図り、円滑に進めることを目的とした補助事業であり、歳入では、特別調整交付金を雑入で受け、歳出では、きめ細やかな相談のための対応の整備として、端末を増設するための費用を計上したものとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第82号 平成20年度かほく市介護保険特別会計補正予算第2号についてであります。

主な内容として、歳入では、平成21年度介護報酬の見直し等に係るシステム改修に伴う国庫支出金及び一般会計からの繰入金を計上。

歳出では、平成 21 年度制度改正に対応するシステム改修委託料、地域支援事業の人件費をそれぞれ計上したものと説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 89 号 かほく市社会福祉センター条例の一部を改正する条例についてですが、この条例改正は、現在、高松地域及び七塚地域に社会福祉センターがあるが、高松社会福祉センターには職員が常駐しておらず、他の団体職員が防火管理者となっており、地方自治法では不適切であるため、指定管理者による管理に改正する内容である旨の説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 90 号 かほく市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、この条例改正は、現行の出産育児一時金 35 万円の額に 3 万円を加算し 38 万円とする改正であり、国が制度化する産科医療補償制度に対応するものであります。

この制度の内容ですが、妊婦が安心して産科医療を受けられるよう通常の妊娠・分娩にかかわらず子供が重度の脳性まひになった場合、看護や介護のため 3,000 万円を補償するものであります。この制度に加入する分娩機関で出産する場合、補償金の保険の掛け金として 3 万円が分娩費に加算されるものであり、妊婦側の新たな負担にならないよう今回、条例を改正するものであるとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

全体を通した質疑において、保育園の公設民営化並びに統廃合計画について質疑があり、保育園の民営化については、来年度、検討委員会

を設置し方向性を定めたい。また、現在、進めている統廃合計画についても民営化等の検討を考慮し見直しを考えているとの答弁がありました。

以上で、本委員会に付託されました議案について、審査の経過、並びに結果のご報告とします。

○議長【西田正剛君】次に、産業建設常任委員長 金田正信君。

○産業建設常任委員長【金田正信君】はい、議長。

平成 20 年第 4 回かほく市議会定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案及び陳情について、審査の経過並びに結果をご報告致します。

12 月 10 日、午前 9 時から委員全員の出席にて委員会を開催し、所管部課長はじめ関係職員より詳細な説明を求め、審議を行いました。

まず、議案第 78 号 平成 20 年度かほく市一般会計補正予算（第 5 号）中、所管に係る歳入並びに歳出についてであります。

歳入の主な内容として、分担金及び負担金で中山間地域総合整備事業に係る地元負担金の増額、国庫支出金では、地方道路整備臨時交付金（雪寒）の増額及び建設機械整備費補助金の減額、県支出金では、新たな米政策推進事業の取止めに伴う補助金の減額補正をするものであるとの説明がありました。

歳出については、農業振興費で、水田対策指導事業として二ツ屋地区で、そば収穫用のコンバインを当初購入する予定であったが、中古品で対応・購入したことにより事業申請を取止めたため、水田営農体制確立補助金を減額補正するものであるとの説明がありました。

農地費については、多田地区・担い手育成基盤整備事業を、より高率な補助事業である農地

集積加速化基盤整備事業に乗り換えるため、計画策定委託料の増額及び若緑地区で実施している中山間地域総合整備事業で農道橋の架橋工事が追加になったことによる負担金の増額補正をするものであるとの説明がありました。

商工費については、商工業の健全な発展及び雇用の確保を目的とした商工業振興条例に基づき、企業2社に対する商工業振興助成金を補正計上するものであり、平成22年度までの債務負担行為補正分と併せて助成するものであるとの説明がありました。

土木費については、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の一部を道路維持管理事業に充当し、緊急を要する修繕工事に対応したいとの説明がありました。

また、雪寒対策事業では、市道大崎5号線の既設消雪井戸の揚水量が低下したことにより、必要散水量が確保出来ないため、代替井戸のさく井工事費を増額補正するものであるとの説明がありました。

その他については、事業の精算に伴う補正及び各所管の人事異動による人件費の補正をするものであるとの説明がありました。

主な審議内容としては、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の用途についての質疑があり、通学路や危険箇所の安全確保のため、道路維持管理事業に充当し、運用していくとの説明がありました。

以上、審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第79号 平成20年度かほく市営バス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入の主な内容として、県支出金で市営バスの利用促進を図るため、特例生活路線運行補助金を追加補正するものであるとの説明があり

ました。

歳出としては、総務費で平成21年3月31日をもって宝達志水町が離脱することに伴い、バス路線等の変更及び利用促進に係る費用を増額補正するものであるとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第83号 平成20年度かほく市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入の主な内容として、分担金及び負担金で、公共下水道事業に係る受益者負担金として金津地区等の一括納付分の増額、繰入金については、歳入歳出予算の調整を図るため、一般会計繰入金を減額補正するものであるとの説明がありました。

歳出については、公共下水道事業費 公共下水道普及促進事業で、受益者負担金の一括納付に対する報償費の増額補正、公共下水道建設事業では、工事請負費の入札差金分を委託料に組替えし、委託料として国道159号沿線の管渠調査の実施及び認可変更作成業務として、本年度、国において「下水道長寿命化支援制度」が創設されたことに伴い、本市としても長寿命化計画の策定を行いたいとの説明がありました。

その他、人事異動による人件費の補正をするものであるとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第84号 平成20年度かほく市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。人事異動による人件費の補正であるとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第87号 かほく市営バスの設置及

び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。宝達志水町の離脱に伴う条例改正と運行の合理化を図るものであり、運行路線名及び終点の変更並びに定期利用料金の算出方法を改めるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第95号から議案第97号 市道の路線認定についてであります。

まず、議案第95号については、高松地区において、民間の宅地分譲の開発行為により築造された、区画道路が本市に帰属されたものであります。

次に、議案第96号については、宇気地内において、合併支援道路である東西幹線道路にアクセスする市道として、来年度より補助事業採択路線として整備を行うものであります。

次に、議案第97号については、イオンの開発行為により、場内通路として築造されたものであります。今回、市道内日角33号線と併せて、一体的に管理するものであります。

以上、それぞれ新たに認定したいとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第98号 かほく市営バス事業押水・宝達線運行に関する事務の受託についての廃止について並びに議案99号 かほく市営バス運行施設設備の区域外設置についての廃止についてであります。

これも、宝達志水町の離脱に伴い、平成21年3月31日をもって、それぞれ廃止するものであるとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております陳情第12

号、地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める要請書についてであります。12月8日国の地方分権改革推進委員会より第2次勧告として見直しの基本方針等が示されました。

勧告内容では、国道の整備管理を担当する地方整備局を始め農林水産に係る地方農政局等も含まれており、今回の陳情案件のみを対象にすべきでなく、来年早々に出される第3次勧告を精査し、かほく市にとってよりよい意見を集約する必要があることから、審議の結果、継続審査とすることを全員一致で決しました。

以上、本委員会に付託されました議案並びに陳情について、審査の経過並びに結果のご報告と致します。

○市民文教常任委員長【富澤明次君】議長。

○議長【西田正剛君】富澤議員。

○市民文教常任委員長【富澤明次君】市民文教に付託されました報告の中で、一部間違いがありましたので訂正させてください。

議案第77号中、かほく市立大海小学校屋内運動場耐震補強工事の契約を、専決処分が平成20年1月6日と私が申し上げましたが、20年11月6日付で専決したものであります。

お詫びして訂正させてください。

○議長【西田正剛君】以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑

○議長【西田正剛君】これより、3常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長【西田正剛君】質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討論

○議長【西田正剛君】 これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【西田正剛君】 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決

○議長【西田正剛君】 これから、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【西田正剛君】 ご異議なしと認めます。

よって、これから採決をいたします。

議案第 77 号 平成 20 年度かほく市一般会計補正予算（第 4 号）に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案に対する総務常任委員長及び市民文教常任委員長の報告は原案承認であります。

議案第 77 号について、2 常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 77 号は、2 常任委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 78 号 平成 20 年度かほく市一般会計補正予算（第 5 号）を採決します。

本案に対する 3 常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 78 号について、3 常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 78 号は、3 常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号 平成 20 年度かほく市営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 79 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 79 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号 平成 20 年度かほく市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 80 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 80 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号 平成 20 年度かほく市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 81 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 81 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号 平成 20 年度かほく市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 82 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 82 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号 平成 20 年度かほく市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 83 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 83 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号 平成 20 年度かほく市水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 84 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 84 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号 かほく市企業立地の促

進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 85 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 85 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号 かほく市ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 86 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 86 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号 かほく市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 87 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 87 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号 かほく市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 88 号について、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 88 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号 かほく市社会福祉センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 89 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 89 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号 かほく市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 90 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 90 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更について、議案第 92 号 字の区域及び小字の名称の変更について、議案第 93 号 字の区域及び小字の名称の変更について、及び議案第 94 号 小字の名称の変更についてまでの 4 件を一括して採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 91 号から議案第 94 号までの 4 件について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 91 号から議案第 94 号までの 4 件は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号 市道の路線認定について、議案第 96 号 市道の路線認定について、及び議案第 97 号 市道の路線認定についてまでの 3 件を一括して採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 95 号から議案第 97 号までの 3 件は、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 95 号から議案第 97 号までの 3 件は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号 かほく市営バス事業押水・宝達線運行に関する事務の受託についての廃止について及び議案第 99 号 かほく市営バス運行施設設備の区域外設置についての廃止についてを一括して採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は

原案可決であります。

議案第 98 号及び議案第 99 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 98 号及び議案第 99 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、継続審査となっておりました、陳情第 8 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出についての陳情についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する総務常任委員長の報告は不採択であります。

陳情第 8 号について、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長【西田正剛君】 起立なしです。

よって、陳情第 8 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出についての陳情については、不採択とすることに決定しました。

次に、継続審査となっておりました、陳情第 12 号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める要請書について、産業建設常任委員長から、会議規則第 104 条の規定により、さらに調査が必要との理由で、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【西田正剛君】 ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 12 号については、委員長の申し出のとおり継続審査とすることに決定し

ました。

暫時休憩

○議長【西田正剛君】 ここで、暫時休憩をいたします。

11 時 35 分から全員協議会を開催しますので、ご移動をお願いします。

【休憩 午前 11 時 26 分】

【再開 午後 0 時 40 分】

再開

○議長【西田正剛君】 ただいまのところ、出席議員数は 17 人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1

常任委員会及び特別委員会の 閉会中の継続調査の件

○議長【西田正剛君】 お諮りします。総務常任委員長をはじめとする 3 常任委員長及び、広報特別委員長から、目下、委員会で審査中の事項につき、かほく市議会会議規則第 104 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

これらを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思えます。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【西田正剛君】 ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 1、常任委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【西田正剛君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のあった事項に

つきましては、閉会中も継続して調査することに決定をいたしました。

追加日程第2

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長【西田正剛君】お諮りします。議会運営委員長から、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、かほく市議会会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第2として、議題にしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決定をいたしました。

閉議・閉会

○議長【西田正剛君】以上で、本定例会に付議された議件は、全部議了いたしました。

これをもちまして、平成20年第4回かほく市議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後0時40分閉議閉会

議長 西田 正剛

署名議員 杉本 正一

署名議員 荒井 三喜雄